

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和6（2024）年度第2回みよし市環境審議会		
開催日時	令和7（2025）年3月17日（月） 午後2時から午後2時55分まで		
開催場所	市役所庁舎3階 研修室4、5		
出席者	みよし市環境審議会 （会長）柴本信之 （副会長）功刀由紀子 （委員）岡本信一郎、岡本清則、竹村勉、加藤哲司、長濱弥生、 渡邊大、野々山清 みよし市 （事務局）原田市民経済部長、水野市民経済部次長、 鈴木生活環境課長、三浦副主幹、成田主任主査、 水谷ゼロカーボン推進室長、福上主任主査、橋本主査 （傍聴者）なし		
次回開催予定日	令和7（2025）年7月頃（詳細は未定）		
問合せ先	生活環境課 担当者名 三浦、成田 電話番号 0561-32-8018 ファックス番号 0561-76-5702 メールアドレス kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	【鈴木生活環境課長】 本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。只今より、令和6年度第2回みよし市環境審議会を開催いたします。 始めに、礼の交換をしたいと思います。皆様ご起立ください。 一同礼 ありがとうございました。御着席ください。 審議に入る前に、会議成立のご報告をさせていただきます。本日、綿谷委員が欠席とのご連絡をいただいておりますが、欠席者1名で、委員の出席が半数を超えていることから、みよし市環境基本条例第30条第2項の規定により本会議は成立していることを報告します。 始めに、みよし市市民経済部長の原田が挨拶を申し上げます。 【原田市民経済部長】 みよし市市民経済部長の原田です。 本日は、公私ともに大変お忙しい中、令和6年度第2回みよし市環境審議会にご出席いただき、深く感謝申し上げます。 前回の審議会では、「第2次みよし市環境基本計画に係る取り組み指標の進捗状況調査の結果について」ご審議いただきました。 本日の主な議題は、「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」の策		

定についての報告となります。本計画は、2050年までのゼロカーボンシティ実現を目指すロードマップを掲げた計画であり、国の「地球温暖化対策計画」、県の「あいち地球温暖化防止戦略2030」および「第2次みよし市環境基本計画」をはじめとする地球温暖化対策に関連する上位関連計画との整合を図り、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけています。

本日は、本計画の概要について、ご説明させていただきます。

また、報告事項といたしましては、一つはごみ集積所におけるごみの持ち去りに対する今後の対応予定でございます。来年度中に条例の改正を目指し、更なる環境美化推進を図ってまいります。

2つ目は尾三衛生組合の施設更新について、施設更新までの現段階でのスケジュールをご報告させていただきます。

最後になりますが、本日は実りある会議になりますよう、ぜひ活発なご意見をいただきますようお願いするとともに、来年度以降につきましても当審議会にぜひ御協力を賜りますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつとさせていただきます。

【鈴木生活環境課長】

続きまして、柴本会長からご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

【柴本会長】

会長の柴本でございます。本日はお忙しいところ第2回環境審議会にご出席いただきありがとうございます。皆様にはご忌憚のない意見を頂戴したいと思います。また、議事進行にご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

【鈴木生活環境課長】

ありがとうございます。それではこれからの議事の取り回しにつきましては、みよし市環境基本条例第28条第2項の規定により、柴本会長をお願いしたいと思います。柴本会長よろしくお願いいたします。

【柴本会長】

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

議題1「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」の報告について事務局より説明をお願いします。

【福上主任主査】

企画政策課ゼロカーボン推進室の福上と申します。

私から、令和7年3月に策定を予定しております「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」について説明させていただきます。資料では案となっておりますが、3月14日付けで策定しましたので、報告させていただきます。

資料は、「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画＜概要版＞」となりますので、ご準備をお願いいたします。

それでは、1ページ目「第1章 計画策定にあたって」をご覧ください。

ゼロカーボンシティ推進計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制、いわゆる「区域施策編」及び市の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制、いわゆる「事務事業編」に加え、「気候変動適応法」の規定に基づいた気候変動の影響への適応に関する取組推進を目的に

策定いたします。

また、本計画に基づくゼロカーボン化を推進することで、まちの魅力向上を図っていきます。

ゼロカーボンシティ推進計画の役割について説明いたします。

ゼロカーボンシティ推進計画は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「あいち地球温暖化防止戦略2030」及びこちらの環境審議会にも諮らせていただきました「第2次みよし市環境基本計画」をはじめとする地球温暖化対策に関連する上位計画との整合を図り、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けています。

本計画の計画期間について説明いたします。

本計画は、令和3年3月に策定した「みよし市地球温暖化対策実行計画」の後期計画として位置付けており、令和7年度から令和12年度までの6年間を計画期間とします。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

「第2章 温室効果ガスの排出状況（区域施策編）」について説明いたします。

本市における令和3年度の温室効果ガス排出量は、市域全体で81万9千トンであり、基準年度である平成25年度と比較して23%の減少となっております。

グラフをご覧くださいとわかるとおり、本市の特徴としては、排出される温室効果ガスの大部分、約70%が産業部門からの排出となっています。

「第3章 温室効果ガスの排出状況（事務事業編）」をご覧ください。

事務事業編では、公共施設におけるエネルギーの利用や公用車の使用など、本市が行う全ての事務事業に起因して排出される全ての温室効果ガスの排出状況を記載しております。

令和4年度の事務事業編における温室効果ガス排出量は、4,543トンとなり、基準年度である平成25年度と比較して24%の削減となっています。

公共施設の新設や市内小中学校の空調機器導入などに伴い、温室効果ガス排出量は増加傾向にありましたが、再生可能エネルギーを含む排出係数が小さい電力を活用することで削減につながっています。

3ページ目「第4章 計画の目標と施策展開（区域施策編・事務事業編）」をご覧ください。

ページ上部には、本計画が目指すまちの姿を描いております。

本計画は、「豊かな住環境と産業が調和した環境にやさしいまち」を目指すこととしています。

ページ下部には、本計画における区域施策編及び事務事業編における温室効果ガス削減目標を記載しております。

区域施策編においては、令和12年度までに基準年度である平成25年度と比較して、50%以上の削減を目指し、事務事業編においては、令和12年度までに平成25年度と比較して51%以上の削減を目指すものとしています。国の設定している削減目標と整合を図っていることを申し添えます。

4ページ目をご覧ください。

「住環境と産業の調和した環境にやさしいまち」を目指すべく、本市の特性を踏まえ、ゼロカーボンシティ実現に向けた実効性のある取組を行うことを目的に、「3つの柱」を主軸として「7つの施策」を推進します。

「3つの柱」は、省エネ・再エネ・新技術であり、これまでに取り組んでいる省エネ活動に加え、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入を促進し、新技術として、省エネや再エネを飛躍的に向上させる技術や、化石燃料の代替燃料となる水素などを利活用する技術の導入を積極的に推進していきます。

「3つの柱」をベースに、本市の特性を踏まえた各分野において、効果的に脱炭素化を図るために、住宅・事業所のゼロカーボンをはじめとした7つの施策を設定しました。

こちらの施策に関する取組には指標が設けてあり、取組成果とCO2削減量を関連付けることで、定量的に削減目標の進捗管理を行うことができます。

主な取組につきましては、委員からのご質問がございますので、後ほど説明をさせていただきます。

5 ページ目をご覧ください。

先ほど説明しました7つの施策の体系図を表しました。

7つの施策の展開に当たっては、各施策における脱炭素効果を相乗的に高めるため、互いの施策を連携させて実行することが重要となります。

また、こうした取組を実行する上で、市だけでなく、事業者や市民の協力も必要なことから、施策6及び7である、脱炭素化に関する普及・啓発の取組も重要な施策であると考えます。

ページ下部の「事務事業編」をご覧ください。

事務事業編においても区域施策編と同様に、3つの柱をベースに取組を進めてまいります。

省エネにおいては、新設する公共施設のZEB化や既存公共施設のLED化を進め、また、施設の改修計画に合わせた省エネ化を進めてまいります。

再エネにおいては、温室効果ガスの排出割合が多い、みよし市民病院や市役所庁舎などを中心に、令和12(2030)年度までに優先的に再生可能エネルギー由来の電力を導入していきます。

また、新技術においては、薄くて軽量のペロブスカイト太陽電池を活用した太陽光発電や、水素や合成メタンなどの次世代熱エネルギーへの転換に向けた導入を検討してまいります。

6 ページ目をご覧ください。

本計画では、7つの施策展開のほか、「水素利活用ビジョン」を策定しております。

2050年までのゼロカーボンシティ実現といった中長期のビジョンで見たときに、電化を行うことができない領域については、化石燃料を使用した熱エネルギーに代わる新しいエネルギーが必要となってきます。

こちらの水素利活用ビジョンでは、自動車関連産業を中心とした製造業や物流が盛んな本市において、水素社会の実装は重要な取組であります。

しかしながら、水素は販売価格が高い・インフラが整っていないなどの課題も山積します。

こうした課題を解決するため、国や愛知県の方針と整合して市民・事業者・市がそれぞれ主体となり、水素需要に対する段階に応じて取組を進めていき、市民や事業者が安全・安心で快適に水素を利活用することができる水素社会を実現していきます。

7 ページ目「第5章 気候変動の影響への適応」をご覧ください。

本計画においては、温室効果ガスを削減する、いわゆる「緩和」だ

けでなく、すでに気候変動の影響が表れた事象に対する「適応」について、本市の気候変動適応計画として、本計画に一体的に策定しております。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、緩和と適応の両輪で取組を進めることが重要であると考えております。

ページの下部をご覧ください。

将来の本市の気候について説明いたします。

本市が属する愛知県では、厳しい温暖化対策をとらない場合、21世紀末には現在よりも年の平均気温が約4.2℃高くなるとされています。

先ほど申し上げた緩和の施策を取り組むことで、気温上昇に歯止めをかけてまいります。すでに年平均気温は高まっており、それらに対する適応が必要となっています。

8 ページ目をご覧ください。

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、国が「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きいと評価されており、本市における影響が大きいなどの観点から、水稲及び果樹、洪水及び内水、熱中症を重点的に取り組む分野として選定しました。

重点分野を選定するに当たり、ページの最下部に写真を掲載しておりますが、職員によるワークショップを開催し、現場に近い若手職員から、本市のリスクや影響について考察を行っています。

重点分野として選定された分野については、短期的な取組及び中長期的な取組を設定し、計画的に取組を推進することとしています。

こうした適応策の推進に向けては、市、市民、事業者、県などがそれぞれの役割を担いながら、相互に密接に連携して取り組むことにより、相乗的な効果が期待されます。

9 ページ目「第6章 計画の推進」をご覧ください。

ゼロカーボンシティ実現に向けて、本計画の施策・事業を市民、事業者及び本市がそれぞれの役割と責任のもと相互に協力・協働しながら推進します。

また、計画の進捗管理については、社会情勢や外部動向に注視しながら、毎年度、PDCAサイクルによるスパイラルアップにより本計画を確実に推進していきます。

本日説明しました資料につきましては、計画の概要版となっており、計画本編につきましては、すでに市のホームページに掲載しておりますので、お手すきの際にご確認いただきますと幸いです。

私からの説明は以上となります。

ありがとうございました。

【柴本会長】

ただいまの説明について、委員の皆様から事前に御質問、御意見を頂戴しております。事務局より回答をお願いいたします。

【福上主任主査】

まずは、功刀副会長からの質問となります。質問内容につきましては、産業部門の2021年度におけるCO2排出量は、対2013年度比で26.6%減少していますが、CO2総排出量の70%以上を占める産業部門での排出抑制が求められるところであるため、個々の事業所における排出抑制行動の状況について聞きたいということでした。特に、事業所全体として抑制取組に熱心であるのか、あるいは取組状況に格差がみられるのか、格差がみられるとしたらその要因は何か、という内容でございます。

回答となりますが、産業部門の99%を占める製造業において、本市の基幹産業である自動車製造業を中心に、投資家、環境団体、親会社等によりサプライチェーン全体で脱炭素化が要請されています。

トヨタ自動車など会社規模が大きく先進的な取組を求められる企業においては、既に脱炭素に関するロードマップを作成するなど取組が進められています。これまでのCO2排出量削減には、こうした先進的な取組をなされる企業の活動が大きく寄与していると考えています。

一方、サプライチェーンの一翼を担う中小企業においては、資金や人材を潤沢に有する大企業と比較して脱炭素の取組に対する障壁が多く存在し、なかなか脱炭素化が進まないものと考えます。特に、社会的要因による光熱水費の高騰や景気の不透明さなどから、目に見える現在の対応が先行していると考えております。

以上が質問の回答となります。

2つ目の質問となります。質問内容としましては、2030年度までに、対2013年度比50%減を目標としており、2021年度までの取組により削減効果がみられたが、今後同様の取組を強化しても効果は従来と比べて小さいのではないかと推測されるが如何お考えでしょうか、というものです。また、今後、排出削減をさらに加速化するために、取組が遅れている事業所の啓発・支援に加え、既に取組が進んでいる事業所への更なる削減支援としての具体的な施策をお聞きしたい、との質問内容です。

回答に入ります。ゼロカーボンシティ推進計画においては、削減目標の着実な達成に向けて、既存の取組に加え、効果が見込まれる新たな取組も実施することとしています。

新たな取組の一例として、本市のCO2排出量の多くを占める産業部門のCO2排出量を削減するため、本市、運営事業者及び各種ソリューション提供者との連携により、相談者（脱炭素化を目指す市内事業者）の脱炭素に関する取組状況に応じた、トータルパッケージとしての相談支援である「脱炭素プラットフォーム」事業を実施します。

本事業は、相談者の取組状況に応じて、CO2排出量の可視化、課題及び削減対策の洗い出し、ロードマップ及び設備投資計画の作成といった、事業者に寄り添った伴走型の支援を実施していきます。

また、本事業は先進的な取組を行う事業者も参加していただくことができ、先進的な取組の横展開や新たなパートナーの発掘など、各事業者のニーズに応じたサービスを提供していきます。

次の3つ目の野々山委員からの質問となります。質問内容は、7つの施策における令和7年度当初予算における具体的事業の予算計上内容の説明を求めるものです。

回答としましては、令和7年2月に行われた令和7年度当初予算の記者会見資料を用いて説明させていただきます。

まずはエコエネルギー促進事業についてです。令和7年度からは、ZEHの中でも断熱等級6、7といったより省エネ性能の高い住宅に対して補助金を拡充いたします。現在、市では断熱等級5以上のZEHに対して補助を行っておりますが、令和7年4月1日から新築住宅の断熱等級4が義務化となること、また、より高性能なZEHの普及を図りたいということから、補助金の拡充を行うものとなります。

次のページをご覧ください。民間住宅省エネ改修補助事業としまして、今までは新築に対する支援が多かったのですが、既存住宅にも目を向けて、ZEH水準の部材を使用した改修に対し支援を行うものです。この2つの事業につきましては施策の1の住宅・事業所のゼロカーボン化に該当します。

次のページをご覧ください。続きまして、脱炭素プラットフォーム運営事業です。こちらの内容につきましては、功刀副委員長からの質問ですでに説明をいたしておりますので、詳細説明は省きますが、施

策の2産業のゼロカーボン化に該当します。

次のページをご覧ください。燃料電池自動車トラック導入費用の補助を実施します。補助金の内容は県と同等のものとなっており、国、県及び本市の補助金を活用していただくことで、現行のディーゼル車と同価格で車両の導入が可能となる補助金となっております。一定規模の水素需要が見込めるトラックの導入を促進することで、先ほど申し上げた、水素の価格やインフラといった課題の解決を図ってまいります。こちらは、施策3の自動車のゼロカーボン化及び施策5の水素の利活用拡大に当たります。

次のページをご覧ください。給食配送用トラックとしてFC小型トラックを導入します。先ほどは、市内事業者向けに燃料電池自動車トラックの導入補助金を実施すると申し上げましたが、水素社会の実装を目指す市の責務として、市が実施する給食配送においてFC小型トラックを導入いたします。

次のページをご覧ください。こちらは事務事業編の取組となります。公共施設のカーボンニュートラル化のためのロードマップ策定に向けた調査を実施します。二酸化炭素排出量の割合が多いみよし市民病院、学校給食センター、市役所庁舎においてロードマップを策定し、これらをモデルケースと位置づけ、その他の公共施設などへの横展開を図ってまいります。

以上が、新規事業の説明となります。このほか、既存の取組として、太陽光発電システムへの補助も継続して実施し、こちらは施策4の再生可能エネルギーの利活用拡大となります。また、主に小中学生向けの環境教育については、これまでの取組を継続するとともに、企業と更なる連携により、より効果が大きい普及・啓発を検討してまいります。こちらの施策は、施策7の市民へのゼロカーボン化普及・啓発となります。

説明は以上となります。

【柴本会長】

ありがとうございました。その他、ご質問、ご意見がございますでしょうか。

【岡本委員】

今の説明で、給食トラックのゼロカーボン化などがありましたが、農機具のゼロカーボン化などもあるのでしょうか。

【福上主任主査】

現段階では、電気や水素といった燃料で動くトラクターなどが社会実装されていることは承知しておりますが、こうした「新技術」を本計画でしっかり位置づけることで、積極的に活用を検討が行えると考えております。今後、様々な分野における「新技術」の開発や活用方法など、アンテナを高くして注視してまいりたいと考えております。

【功刀副委員長】

みよし市内には水素ステーションは何か所あるのでしょうか。

【福上主任主査】

現在は、市の南部に大型トラックなども利用できる水素ステーションが1箇所あります。以前は北部にも普通乗用車を対象とした水素ステーションもございましたが、現在は閉鎖しております。

【功刀副委員長】

産業部門におけるCO2排出量の割合が非常に大きいため、産業部門を

しっかりと削減しないと、目標達成は厳しいと感じます。脱炭素プラットフォームによる伴走型支援を実施しているとのことですが、現在何社の支援を実施しているのでしょうか。

【福上主任主査】

現在は、3社からの相談がございます。比較的大きい会社となり、自発的にゼロカーボンの取組を進めていらっしゃいますが、自然共生や資源循環など関係分野において課題もあるようで、情報やパートナーの発掘といった観点より脱炭素プラットフォームを利用いただいています。しかしながら、まだまだ脱炭素化への取組が進まない規模の小さな企業の申込が無いため、周知の方法等も検討し、より多くの会社がプラットフォームを利用いただけるように広報していきたいと考えております。

【柴本会長】

ご意見も出尽くしたようなので、続きまして報告事項を事務局よりお願いします。

【成田主任主査】

失礼します。生活環境課の成田です。よろしくお願いいたします。

その他事項の（１）ごみの持ち去りに対する対応についてご説明いたします。

着座にて失礼します。

資料は10ページの「みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」となります。

近年、みよし市において、各地区に設置されているごみの集積所から資源ごみ等の持ち去りが散見されるようになってまいりました。こういった行為が常態化してしまうと、市民の分別意識の低下や本市のリサイクル行政に支障をきたすのではないかと危惧しているところです。

1 資源物等の持ち去りの問題をご覧ください。

持ち去り行為の問題として主に4点あげております。

（１）第三者による持ち去り時の騒音や集積所の散乱による苦情の発生。

（２）一般にごみは所有者のいない「無主物」となり、持ち去る行為を直ちに法律に抵触しているとは言えないごみの所有権の解釈の問題

（３）持ち去り行為のため第三者が地域に入り込み安全・安心を脅かす恐れが発生

（４）資源物等の価格が高騰すると持ち去り行為が横行し、現状の対応方法による限界の発生が主な問題点となります。

現状の対応方法としましては、市民からの通報等により現場確認、パトロールを実施してまいりましたが、その対応にも限界がございます。そこで、持ち去り行為に対する条例による規制を検討しています。

具体的には「みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正を考えています。

2 条例改正の目的をご覧ください。

条例改正の目的としましては、持ち去りを防止し、不適正な廃棄物処理を抑止することで、循環型社会の推進に寄与するとともに、集積所等における公衆衛生を保全し、市民の安全安心なごみ出し環境を確保することを目的とします。

3 条例改正の主な内容をご覧ください。

条例改正の主な内容としましては、

- (1) 資源物等の持ち去り禁止条項の追加
- (2) 持ち去りを禁止する命令条項の追加
- (3) 罰則規定の追加

を予定しております。追加規定等の詳細な内容につきましては、今後警察との協議のうえ決定してまいります。

4 条例の改正時期をご覧ください。

条例の改正時期につきましては、令和7(2025)年度中に実施をいたします。

この条例改正の目的は、犯人を捕まえることではなく、持ち去り行為の防止に主眼を置いております。また、条例化することで、持ち去り行為が条例の規定による違反行為であることが明確化され、警察との協力体制が強化できることも条例改正のメリットと考えております。

以上、ごみの持ち去りに対する対応についての報告とさせていただきます。

続きましてその他事項(2) 尾三衛生組合の新施設整備状況についてご説明いたします。

資料は11ページの「施設整備スケジュール」となります。

みよし市内で発生する一般廃棄物は、みよし市、日進市、東郷町で構成される一部事務組合「尾三衛生組合」で処理されています。

尾三衛生組合のごみ焼却施設及び粗大・不燃ごみ処理施設はともに稼働から25年以上が経過し、施設の老朽化が顕著になっています。そこで、令和16(2034)年度の稼働を目指し、新施設を整備することとしております。

本日はごみ処理施設の再整備に向けたスケジュールを報告させていただきます。

令和5(2023)年度は、新ごみ処理施設の整備に向けての課題整理、施設規模、処理方式等を検討し、施設整備方針を定める「廃棄物処理施設整備基本構想」を策定しました。

令和6(2024)年度は、施設整備のための交付金「循環型社会形成推進交付金」を受けるために必要な「循環型社会形成推進地域計画」を策定しております。この計画は、計画期間が5年から7年と定められていることから、令和13(2031)年度に再度策定することとなります。

令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の2か年をかけ、施設整備の詳細を決定する「廃棄物処理施設整備基本計画」及び「廃棄物処理施設整備基本設計」の策定を行います。

ほぼ同時期に、新ごみ処理施設整備・運営事業へのPFI等の導入の可能性を検討する「PFI等導入可能性調査」や「廃棄物処理施設整備基本計画」、「廃棄物処理施設整備基本設計」に反映させるために行う整備用地の測量、地質、地下水質、土壌汚染等の調査を実施する「基礎調査」、新ごみ処理施設の整備が周辺地域に与える影響を予測・分析して、維持管理方法を含めた環境保全対策を検討・評価する「環境影響評価」を実施します。

その後、令和11(2029)年度から令和15(2033)年度の5年間をかけ、実施設計から造成工事を含む施設建設工事を行い、令和16(2034)年度に新施設の稼働を目指します。

以上、尾三衛生組合の新施設整備状況についての報告とさせていただきます。

【柴本会長】

ただいまの説明について、委員の皆様から事前に御質問、御意見を頂戴しております。事務局より回答をお願いいたします。

【成田主任主査】

事前質問を野々山委員から頂いております。ご質問の内容は、県内市町村の持ち去り禁止条例の制定状況と罰則規定の状況です。

別資料になりますが、廃棄物の持ち去り禁止に関する条例の策定状況をご確認いただきたいと思います。

廃棄物の持ち去りに関する条例の制定状況につきましては、愛知県内54自治体中30自治体が条例を制定しております。また、罰則規定につきましては、表の右側に記載してありますが、20自治体が罰則規定を設けています。罰則規定の内容としましては、No. 1 の名古屋市からNo. 3 の阿久比町までが50,000円以下の罰金、No. 4 の高浜市が100,000円以下の罰金、No. 5 の豊橋市からNo.19の日進市までが200,000円以下の罰金、No.20の大治町が300,000円以下の罰金の規定を設けております。以上です。

【柴本会長】

ありがとうございました。そのほか、御意見、御質問ございましたらよろしくお願いいたします。

【野々山委員】

市がごみの集積所を設置しているが、今までリサイクルステーションにもっていかなければいけなかったものが、集積所に持っていけるようになって利便性が上がったことが、持ち去る人間にとっては持ち去りやすい状況となり表裏一体の状況となってしまった。ぜひ条例を制定して規制をお願いしたいと思います。

【柴本会長】

そのほかご意見はありますでしょうか。ご意見も出尽くしたようです。それでは、本日の議事についての審議がすべて終了しましたので、取り回しを事務局にお返しします。

【鈴木生活環境課長】

柴本会長ありがとうございました。次回審議会日程についてですが、来年度の令和7年度と令和8年度で第2次みよし市環境基本計画の中間見直しと、みよし市一般廃棄物処理基本計画の策定を予定しております。委員の皆様には内容について御意見を伺うことになるか思いますので何卒よろしくお願いいたします。

審議会につきましては、来年度は年3回の開催を予定しております。詳細日時が決まりましたら、委員の皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして令和6年度第2回みよし市環境審議会を終了します。

皆様、ご起立ください。

一同、礼

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。